

1 第1号被保険者・要介護等認定者の将来推計

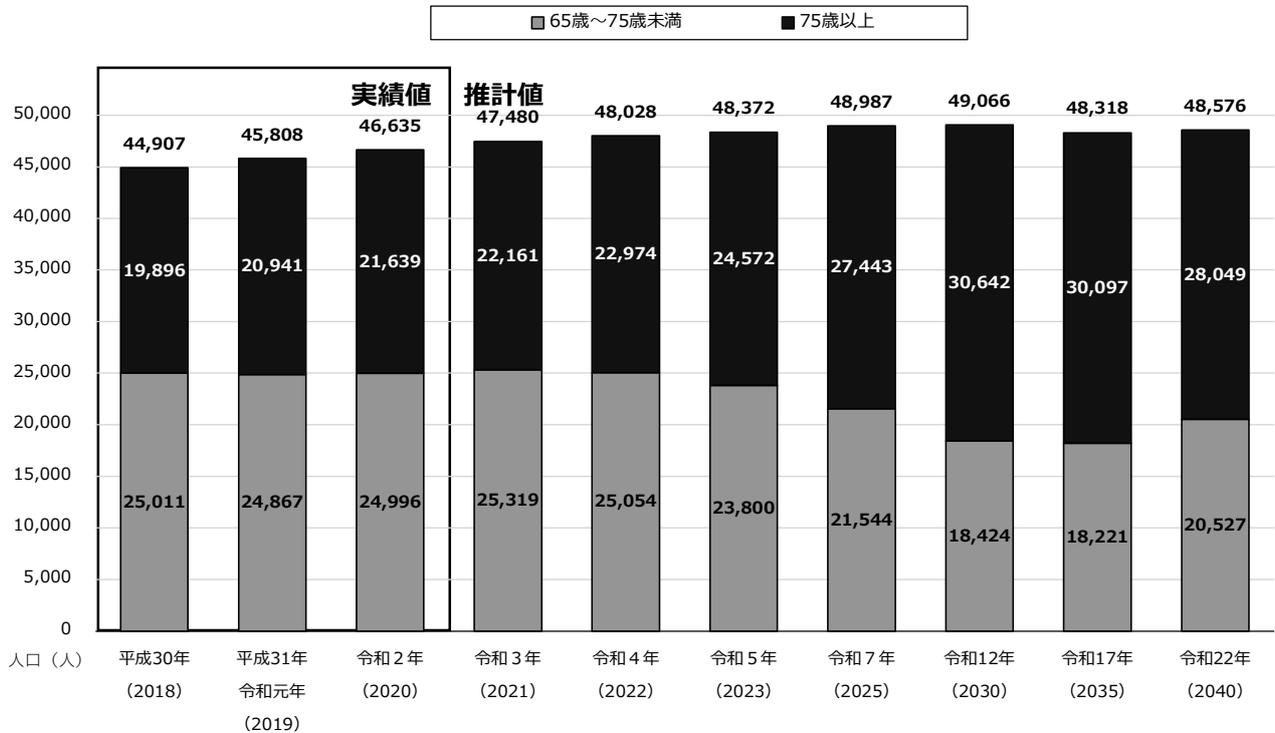
(1) 第1号被保険者(65歳以上)の人数の推計(再掲)

前期高齢者(65歳~74歳)の被保険者数については、年によって若干の増減があるものの、令和3(2021)年度まではほぼ横ばいになるものと予測されます。

一方、後期高齢者(75歳以上)の被保険者数については今後も増加が続き、令和5(2023)年度までには、前期高齢者の被保険者数を上回るものと予測されます。

なお、介護保険制度では住所地特例者<sup>\*1</sup>や適用除外者<sup>\*2</sup>の制度があることから、第1号被保険者数の推計と65歳以上人口の推計にはずれが生じるものです。

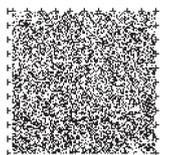
図1 久喜市の第1号被保険者数の推計



(出典) 2018年から2020年まで：介護月報(各年9月末日時点)

2021年以降：第2章図1の人口推計値に2019年の第1号被保険者数実績と人口との比率で補正

- ※1 住所地特例者……介護保険法第13条の規定により、市外の介護保険施設(特別養護老人ホーム等)に入所したために住所地が変更となった被保険者は、入所前の住所地の市町村が保険者となることとされています。
- ※2 適用除外者……介護保険法施行法第11条の規定により、障害者支援施設等に入所中の方は、65歳以上であっても、介護保険の被保険者とはならないこととされています。
- ※ 第1号被保険者数の推計において、介護月報による実績数を人口比率で5歳毎年代・性別に按分する過程で、一部数値の端数を調整しています。



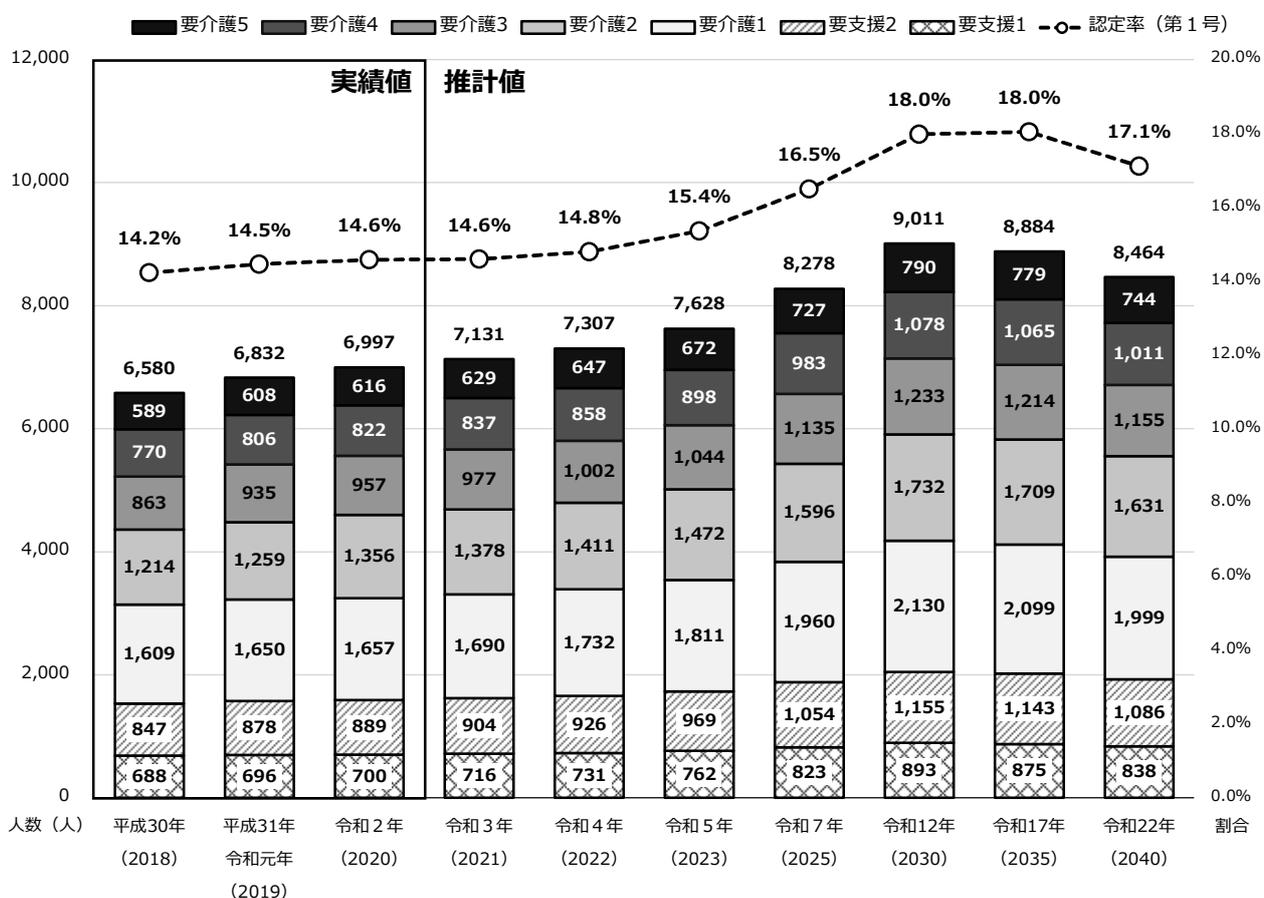
## (2)要介護等認定者数の推計(再掲)

本市の要介護認定者数は、令和2年9月末現在で6,997人（第1号被保険者6,799人、第2号被保険者198人）でした。高齢化の進展とともに、要介護認定者は今後も増加し続けるものと予測されます。

令和3（2021）年度は7,131人（内、第1号被保険者6,930人）、令和7（2025）年度は8,278人（内、第1号被保険者8,080人）になると見込まれます。

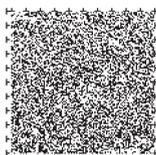
また、第1号被保険者の要介護等認定者が、第1号被保険者全体の人数において占める割合（認定率）は、令和2年9月末日時点で14.6%でした。令和3（2021）年度は14.6%、令和7（2020）年度は16.5%と推計され、高齢化率の上昇に伴い認定率も増加していくと予測されます。

図2 久喜市の要介護認定者数及びその推計

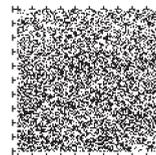


(出典) 2018~2020年度：「介護保険事業状況報告（9月月報）」、  
2021年度以降：推計値

※ 要介護・要支援認定者の人数は、第1号被保険者と第2号被保険者の合計値です。



## 2 介護給付費等の見込み



### (1) 介護保険給付費の見込み

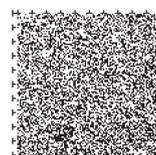
介護保険給付費については、介護給付・予防給付ともに、今後も増加することが見込まれます。令和5（2023）年度には、介護給付費は103億3,045万6,000円に、介護予防給付費は1億8,047万6,000円になると見込まれます。また、令和7（2025）年度には、介護給付費は114億8,488万8,000円に、介護予防給付費は1億9,383万6,000円になると見込まれます。

#### サービス別 介護給付費の推計

単位：千円

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	第8期計画期間計	令和7 (2025) 年度
<b>居宅サービス</b>	4,170,757	4,331,156	4,558,943	13,060,856	4,753,377
訪問介護	465,602	488,906	519,859	1,474,367	536,235
訪問入浴介護	65,778	70,170	74,569	210,517	73,688
訪問看護	184,477	189,779	200,331	574,587	204,677
訪問リハビリテーション	83,610	87,981	92,686	264,277	95,195
居宅療養管理指導	143,347	150,125	160,295	453,767	165,024
通所介護	1,362,062	1,393,939	1,460,996	4,216,997	1,518,504
通所リハビリテーション	318,094	325,307	344,428	987,829	359,288
短期入所生活介護	358,510	385,414	409,068	1,152,992	416,666
短期入所療養介護	63,101	65,660	70,462	199,223	71,845
福祉用具貸与	302,720	316,260	335,295	954,275	345,406
特定福祉用具購入費	10,563	11,175	11,475	33,213	12,066
住宅改修	27,407	28,647	29,887	85,941	31,105
特定施設入居者生活介護	785,486	817,793	849,592	2,452,871	923,678
<b>地域密着型サービス</b>	997,688	1,096,966	1,169,563	3,264,217	1,242,467
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,091	1,091	1,091	3,273	1,091
夜間対応型訪問介護	3,314	3,585	3,857	10,756	3,865
地域密着型通所介護	324,873	335,067	353,608	1,013,548	368,679
認知症対応型通所介護	18,512	19,310	20,107	57,929	20,543
小規模多機能型居宅介護	59,524	62,768	64,406	186,698	66,793
認知症対応型共同生活介護	587,021	611,429	648,271	1,846,721	703,273
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,353	3,353	3,353	10,059	3,353
看護小規模多機能型居宅介護	0	60,363	74,870	135,233	74,870
<b>施設サービス</b>	3,983,895	4,011,580	4,039,268	12,034,743	4,899,085
介護老人福祉施設	2,857,502	2,873,161	2,888,821	8,619,484	3,553,346
介護老人保健施設	1,059,357	1,066,616	1,073,876	3,199,849	1,269,168
介護医療院	67,036	71,803	76,571	215,410	76,571
<b>居宅介護支援</b>	513,063	530,637	562,682	1,606,382	589,959
<b>介護給付費 計</b>	9,665,403	9,970,339	10,330,456	29,966,198	11,484,888

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。



### サービス別 介護予防給付費の推計

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	第8期計画期間計	令和7 (2025)年度
居宅サービス	142,054	148,050	156,421	446,525	168,174
介護予防訪問看護	8,797	8,868	9,551	27,216	10,488
介護予防訪問リハビリテーション	3,818	4,176	4,570	12,564	4,807
介護予防居宅療養管理指導	10,648	10,975	11,483	33,106	12,318
介護予防通所リハビリテーション	44,226	45,014	46,814	136,054	50,920
介護予防短期入所生活介護	2,169	2,175	2,181	6,525	2,637
介護予防福祉用具貸与	20,391	21,431	22,998	64,820	24,953
特定介護予防福祉用具購入費	3,550	3,840	4,138	11,528	4,138
介護予防住宅改修	15,420	16,720	18,020	50,160	19,432
介護予防特定施設入居者生活介護	33,035	34,851	36,666	104,552	38,481
地域密着型サービス	1,580	1,580	1,580	4,740	1,580
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,580	1,580	1,580	4,740	1,580
介護予防支援	21,919	21,861	22,475	66,255	24,082
介護予防給付費 計	165,553	171,491	180,476	517,520	193,836

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。

### (2)地域支援事業費の見込み

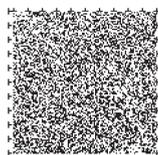
地域支援事業費については、今後も増加することが見込まれます。令和5(2023)年度には、5億8,161万6,000円になると見込まれます。また、令和7(2025)年度には、6億3,864万4,000円になると見込まれます。

### 地域支援事業費の推計

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	第8期計画期間計	令和7 (2025)年度
①総合事業	279,263	299,006	320,333	898,602	370,505
②包括的支援事業・任意事業	280,301	253,943	261,283	795,527	268,139
計 (①+②)	559,564	552,949	581,616	1,694,129	638,644

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。



### (3)総給付費等の見込み

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えて算出した標準給付費は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で324億7,229万2,000円となることが見込まれます。

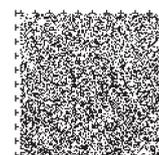
また、標準給付費に地域支援事業費を加えた合計額は、3年間で341億6,642万1,000円となることが見込まれます。

#### 総給付費等の見込額

単位：千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	第8期計画期間計	令和7 (2025)年度
介護給付費＋介護予防給付費(a)	9,830,956	10,141,830	10,510,932	30,483,718	11,678,724
特定入所者介護サービス等給付費(b)	326,636	321,435	349,464	997,536	390,523
高額介護サービス費等給付費(c)	264,540	286,026	314,529	865,095	333,299
高額医療合算介護サービス費等給付費(d)	33,884	35,520	37,682	107,087	40,069
審査支払手数料(e)	6,094	6,244	6,518	18,856	7,080
標準給付費(a)+(b)+(c)+(d)+(e)	10,462,111	10,791,055	11,219,125	32,472,292	12,449,694
地域支援事業費(f)	559,564	552,949	581,616	1,694,129	638,644
計(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)	11,021,675	11,344,004	11,800,741	34,166,421	13,088,338

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。



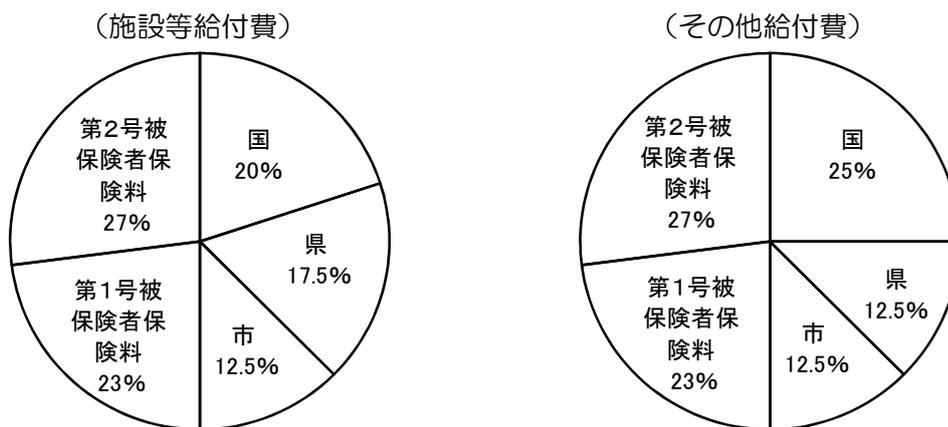
#### (4)介護保険事業の財源

介護保険事業に係る財源構成は、法令で定められています。

なお、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料の負担割合は、第7期と同様に23%、27%となっております。

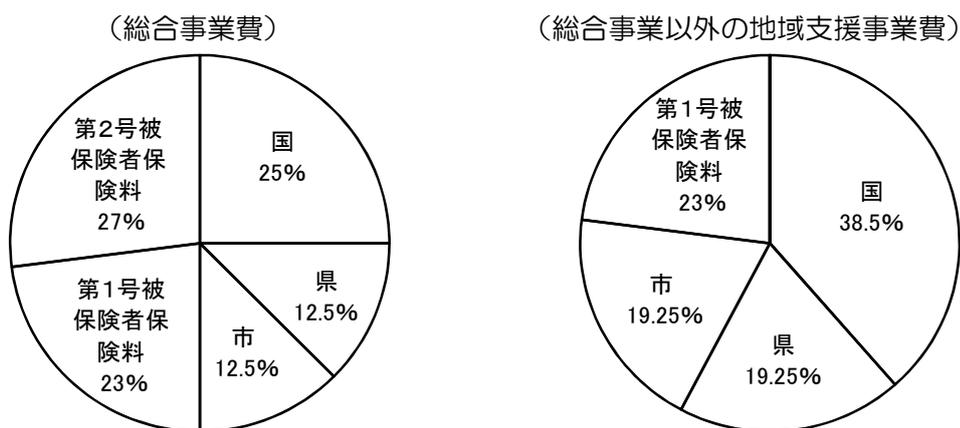
##### ○保険給付費の財源構成について

介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割又は2割が自己負担となり、残りの9割又は8割が介護保険制度から給付されます。この保険給付の財源の内訳は、次のとおりです。

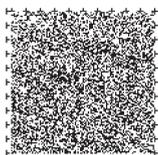


※ 国の負担割合（施設等給付費20%、その他給付費25%）のうち、それぞれ5%は調整交付金です。全国平均は5%ですが、保険者ごとの前期高齢者と後期高齢者の割合や各所得段階別の被保険者の分布状況に応じて交付されます。

##### ○地域支援事業費の財源構成について



※ 総合事業費の国の負担割合25%のうち、5%は調整交付金です。全国平均は5%ですが、保険者ごとの前期高齢者と後期高齢者の割合や各所得段階別の被保険者の分布状況に応じて交付されます。

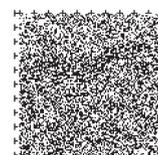


### 3 被保険者の費用負担に関する施策

#### (1) 第1号被保険者の保険料所得段階の設定

低所得者に配慮した保険料設定とするため、全部で15段階の所得段階設定とします。

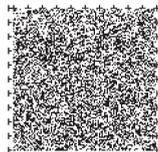
第7期計画期間 (平成30年度～令和2年度)			第8期計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度			
段階	区分	基準額 に対する 割合	段階	区分	基準額 に対する 割合	介護保険料 年額
1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者 で、世帯全員が住民 税非課税の方 ・世帯全員が住民税非 課税の方で、前年の 課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80万円以下の方	0.30	1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者 で、世帯全員が住民 税非課税の方 ・世帯全員が住民税非 課税の方で、前年の 課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80万円以下の方	0.30	18,500円
2	世帯全員が住民税 非課税の方で、前年 の課税年金収入額と 合計所得金額の合計 が80万円超120万円 以下の方	0.40	2	世帯全員が住民税 非課税の方で、前年 の課税年金収入額と 合計所得金額の合計 が80万円超120万 円以下の方	0.40	24,700円
3	世帯全員が住民税 非課税の方で、前年 の課税年金収入額と 合計所得金額の合計 が120万円超の方	0.65	3	世帯全員が住民税 非課税の方で、前年 の課税年金収入額と 合計所得金額の合計 が120万円超の方	0.65	40,200円
4	世帯の誰かに住民 税が課税されている が本人は住民税非課 税の方で、前年の課 税年金収入額と合計 所得金額の合計が80 万円以下の方	0.83	4	世帯の誰かに住民 税が課税されている が本人は住民税非課 税の方で、前年の課 税年金収入額と合計 所得金額の合計が80 万円以下の方	0.80	49,500円
5	世帯の誰かに住民 税が課税されている が本人は住民税非課 税の方で、前年の課 税年金収入額と合計 所得金額の合計が80 万円超の方	1.00	5	世帯の誰かに住民 税が課税されている が本人は住民税非課 税の方で、前年の課 税年金収入額と合計 所得金額の合計が80 万円超の方	1.00	61,900円
6	本人が住民税課税 で、前年の合計所得 金額が125万円未満 の方	1.10	6	本人が住民税課税 で、前年の合計所得 金額が125万円未満 の方	1.15	71,200円



第7期計画期間 (平成30年度～令和2年度)			第8期計画期間 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度			
段階	区分	基準額 に対する割合	段階	区分	基準額 に対する割合	介護保険料 年額
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	83,600円
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.55	95,900円
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.78	9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	105,200円
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.85	10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.80	111,400円
			11	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.90	117,600円
			12	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.00	123,800円
			13	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	130,000円
			14	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.30	142,400円
			15	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.50	154,800円

なお、第8期計画期間の保険料基準月額が5,161円、令和7(2025)年度における保険料基準月額は、6,300円から6,800円程度になると見込まれます。

また、第1段階から第3段階までの保険料額については、公費投入により金額が軽減されています(上記表の額は、軽減後の金額となります)。



## (2)利用者の負担軽減に関する施策

介護保険制度での利用者負担は、原則として1割（2割又は3割）の負担となります。

本市では、低所得者等の方が介護サービスを利用しやすいように、利用者負担について軽減措置を講じる支援策を独自に実施しています。本計画期間においても、引き続き利用者負担助成を実施します。

### ア 利用者負担の助成制度

居宅介護サービスを利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行います。

### イ 支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービスを利用すると、超過利用分については通常は全額自己負担となりますが、本市では、超過利用分の一部に対して助成を行います。

